

## ○柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例

平成24年12月26日  
条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号(法第115条の21)において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。)並びに第115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者)

第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の27の2に定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次条から第7条まで、第9条、第12条及び第13条に定めるもののほか、基準省令第3条から第90条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。

(1) 基準省令第9条第2項(2) 基準省令第40条第2項(3) 基準省令第63条第2項(4) 基準省令第84条第2項

(令3条例11・一部改正)

(暴力団の排除)

第5条 指定地域密着型介護予防サービス事業者の役員(法第70条第2項第6号に規定する役員をいう。)及びその事業所を管理する者は、暴力団員等(柏市暴力団排除条例(平成24年柏市条例第4号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)であってはならない。

(共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の要件)

第6条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(以下この条において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者

(2) 指定居宅サービス事業等を行う法人について合併又は分割があった場合における、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により指定居宅サービス事業等を承継した法人であって、合併又は分割前に行った指定居宅サービス事業等の期間と合併又は分割後に行った指定居宅サービス事業等の期間とを通算した経験を3年以上有するもののうち、主要な従業員が引き継がれる等、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の運営をする能力があると市長が認めるもの

(3) 指定居宅サービス事業等を行う法人について指定居宅サービス事業等の譲渡があった場合における指定居宅サービス事業等を譲り受けた法人であって、譲渡をした法人が行った指定居宅サービス事業等の期間と譲渡を受けた法人が行った指定居宅サービス事業等の期間とを通算した経験を3年以上有するもののうち、主要な従業員が引き継がれる等、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の運営をする能力があると市長が認めるもの

(指定介護予防認知症対応型通所介護に係る記録の整備)

第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) [基準省令第21条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第42条第11号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第24条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第37条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) [基準省令第39条第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (8) 従業者の勤務の記録  
(平28条例21・令6条例7・一部改正)

第8条 削除

(令3条例11)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る記録の整備)

第9条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第9号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画
- (3) [基準省令第64条](#)において準用する[基準省令第21条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) [基準省令第53条第2項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) [基準省令第64条](#)において準用する[基準省令第24条](#)に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) [基準省令第64条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
- (7) [基準省令第64条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) [基準省令第64条](#)において準用する[基準省令第39条第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (9) 従業者の勤務の記録  
(平28条例21・一部改正)

第10条及び第11条 削除

(令3条例11)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る記録の整備)

第12条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
  - (2) [基準省令第75条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) [基準省令第77条第2項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) [基準省令第85条](#)において準用する[基準省令第24条](#)に規定する市町村への通知に係る記録
  - (5) [基準省令第85条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) [基準省令第85条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) [基準省令第85条](#)において準用する[基準省令第39条第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
  - (8) 従業者の勤務の記録  
(平28条例21・一部改正)
- (本市の区域外の事業所に係る特例)

第13条 市長が特に必要と認める場合は、本市の区域外にある事業所について法第54条の2第1項本文の指定又は法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、第3条から前条までの規定にかかわらず、当該事業所の所在地の市町村の条例で定めるところによることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(管理者等に係る経過措置)

2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。)附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第4条の規定により適用する基準省令第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、基準省令第6条第2項中「修了しているもの」とあるのは「修了しているもの又は介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)の施行の際現に当該事業所に置かれていた管理者であって、かつ、引き続き当該事業所に置かれている管理者であるもの」と、基準省令第10条第2項中「修了しているもの」とあるのは「修了しているもの又は介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行の際現に当該事業所に置かれていた管理者であって、かつ、引き続き当該事業所に置かれている管理者であるもの」とする。

(令3条例11・一部改正)

3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第4条の規定により適用する基準省令第73条第4項の規定は適用しない。

4 第7条(第2号及び第6号に係る部分に限る。)、第9条(第3号及び第9号に係る部分に限る。)及び第12条(第2号及び第8号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に保存する記録について適用し、同日前に保存された記録については、なお従前の例による。

(虐待の防止に係る経過措置)

5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第3条第3項及び第37条の2(基準省令第64条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第27条、第57条及び第79条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(令3条例11・追加)

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

6 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第28条の2(基準省令第64条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(令3条例11・追加)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

7 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第31条第2項(基準省令第64条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

8 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第28条第3項(基準省令第64条において準用する場合を含む。)及び第80条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 9 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第32条第3項](#)([基準省令第64条](#)及び[第85条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(令6条例7・追加)

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 10 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第53条第3項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 11 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第62条の2](#)([基準省令第85条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第62条の2](#)中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

附 則(平成28年条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例第4条の規定により適用する指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

附 則(令和3年条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第7号抄)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。